

内航海運における契約形態

令和2年1月24日(金)

国土交通省海事局

1. 内航海運の主な契約形態

内航海運における契約形態は様々であるが、一般的な契約形態は以下のとおり。

契約の種類

運送契約

荷主と元請けオペレーターとの間で締結する貨物の運送に関する契約

定期傭船契約

オーナーまたはオペレーターが船舶に船員を配乗させ、用船者に対して一定期間、輸送サービスを提供する契約

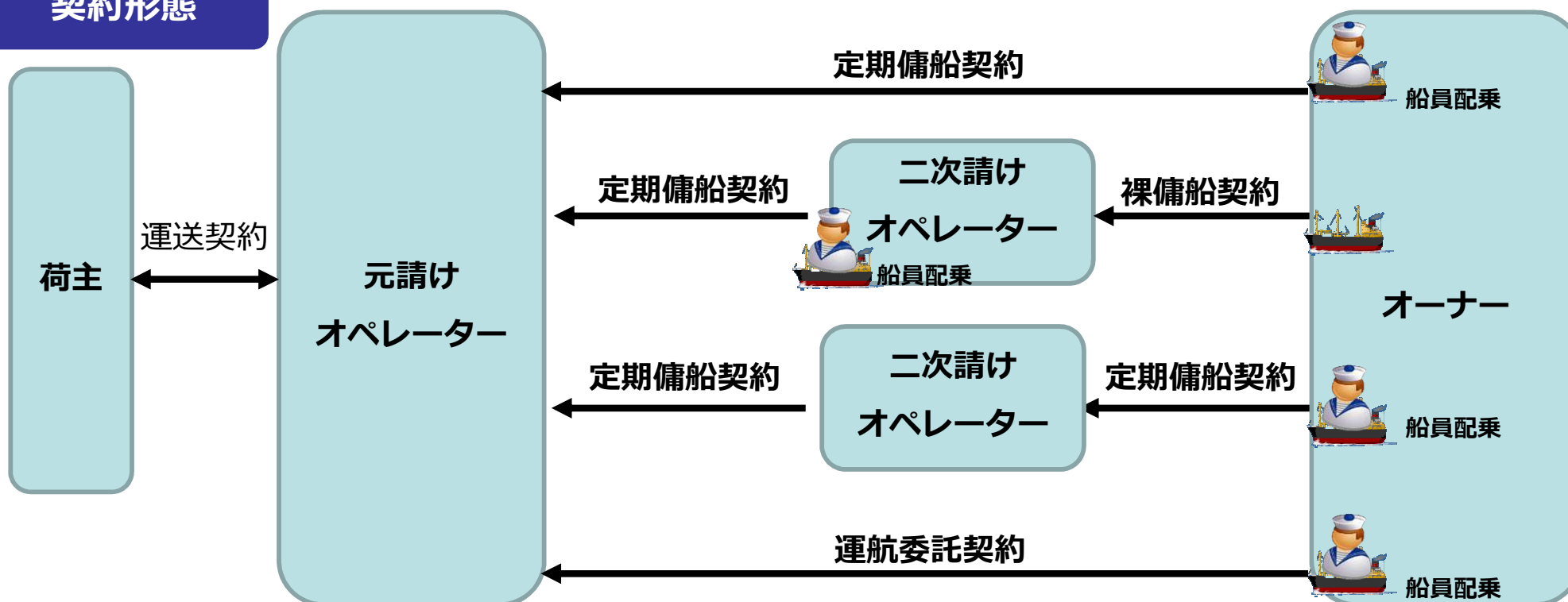
裸傭船契約

オーナーが船舶を用船者に貸し渡す契約

運航委託契約

オーナーが所有船を自ら運航せず、他の船会社に運航を委託する契約

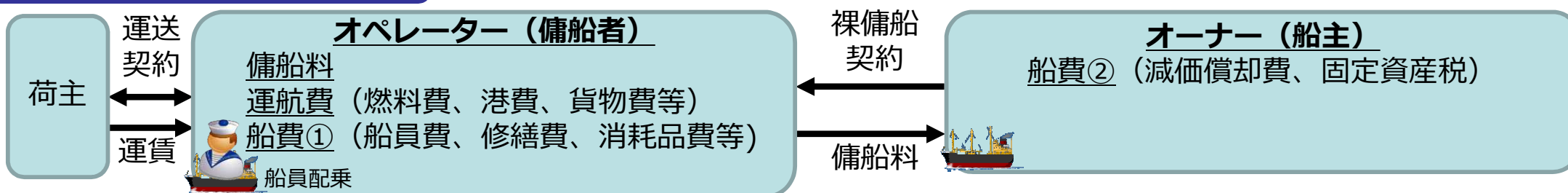
契約形態



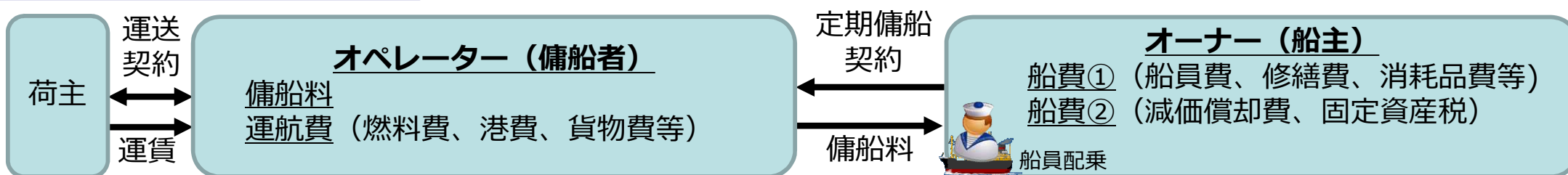
2. 内航海運における契約形態別の費用負担(例)

- 内航海運における契約形態別の費用負担は様々であるが、一般的には以下のとおり。
- 傭船契約の場合、オペレーター（傭船者）が運航費や傭船料、オーナー（船主）が固定資産税、船員を配乗する者が船員費や修繕費等の船費を負担。
- 運航委託契約の場合、オーナー（委託者）が本船運航に関する一切の費用を負担。

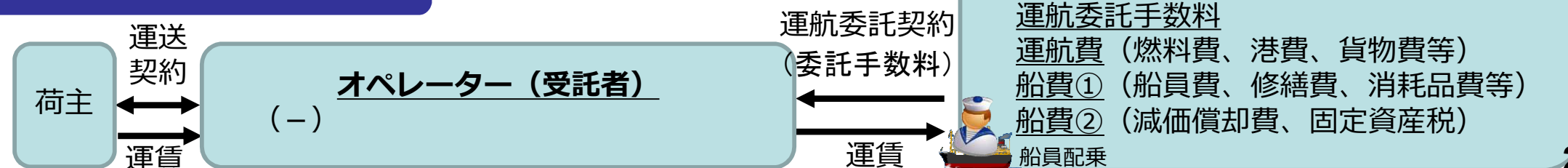
裸傭船契約の場合



定期傭船契約の場合



運航委託契約の場合



3-1. 商法における定期傭船契約について①

現商法以前の定期傭船について

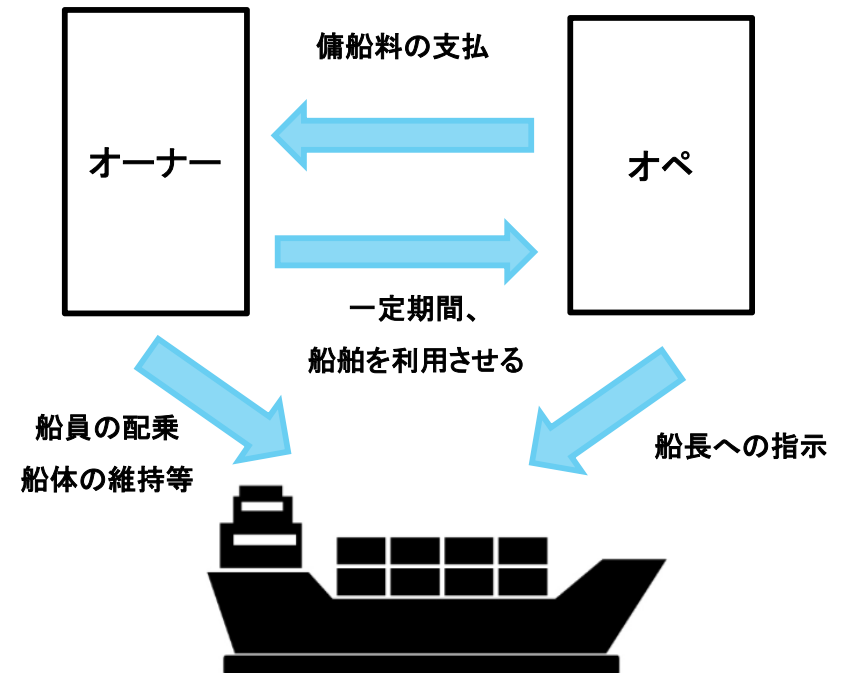
- 定期傭船とは、船舶所有者（オーナー）が、人的・物的設備を備えた船舶を一定期間定期傭船者（オペレーター）に利用させ、定期傭船者が傭船料を支払うもの
- 旧商法においては、定期傭船に関する規定は存在していなかったものの、実態としては古くから海運事業者間において定期傭船契約は行われていた。
- 定期傭船契約の性質は、判例上で船舶賃貸借契約と労務供給契約との混合契約（大審院昭和3年6月28日判決）と解していた。

（参考：「法制審議会 - 商法（運送・海商関係）部会資料」及び「商法判例百選」）

現商法における定期傭船

平成30年の商法改正において、定期傭船契約に関して以下の通り規定された。

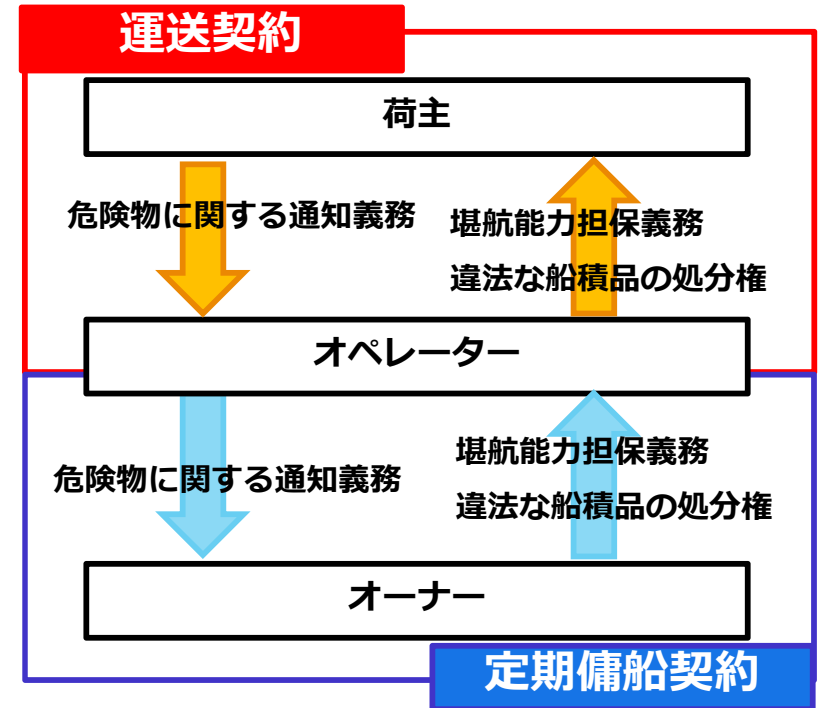
- 定期傭船契約は、当事者の一方が艤装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約するもの。（第704条）
- 定期傭船者は、発航前の検査等を除き、船舶を利用する権利を有しているが、この利用権限は、船長に対する指示権として具体化。（第705条）
- 燃料費、水先料、入港料、ターミナル使用料、貨物積揚費などの運航費は定期傭船者（オペレーター）負担とされた（第706条）。一方で税金、保険料、船舶備品、船員費、船舶修繕費などの船費は船舶所有者（オーナー）負担と解される。



3-2. 商法における定期傭船契約について②

定期傭船契約に係る義務・権利等

- 船舶所有者と定期傭船者との間の定期傭船契約は運送契約ではないものの、船舶による運送の安全を確保する必要性は同様であるため、運送契約の規定のうち運送の安全確保に関する下記の規定を準用している。（第707条）
 - ① 危険物に関する荷送人の通知義務（第572条）
 - ② 堪航能力担保義務（第739条第1項）
 - ③ 違法な船積品の処分権（第740条第1項及び第2項）
- 例えば、②の堪航能力担保義務の場合には、運送契約上においては定期傭船者（オペレーター）が荷主に、定期傭船契約上においては船舶所有者が（オーナー）が定期傭船者（オペレーター）に当該義務を負う（右図参考）。



堪航能力担保義務とは

- 商法第739条第1項においては堪航能力担保義務について規定している。
- 堪航能力担保義務とは、発航の当時、船舶が予定された航海に堪える能力を担保する運送契約上の運送人の義務をいう。具体的には以下の3点。
 - ① 船体能力（船体自体が安全な航海に堪える状態にあること）
 - ② 運航能力（船員が乗り組み、船舶が航海に必要な装備を備え、航海に要する必需品が装備されていること）
 - ③ 堪荷能力（運送品を積み込む場所が運送品の受け入れ、運送及び保存に適する状態にあること）

3-3. 定期傭船契約における安全港担保義務について

安全港担保義務とは

定期傭船契約においては、傭船者が船積港と荷揚港を指定するが、傭船者に安全な港を指定する義務が、通常は契約書にて明記されている。

● 安全港とは

特定の船舶が異常な事態が起こらない限り、良好な航海術と操船術によって回避することができないような危険に曝されることなく、当該積揚港に安全に入港し、積揚荷役をし、出港できる港をいう。

● 内航定期傭船契約書（日本海運集会所）

第4条【安全港・航海の適法性】

本船は、第一部④欄記載の就航区域内の安全な港及び場所間の適法な航海に利用される。

【参考】

平成30年の商法改正時の際、安全港担保義務の規定が提案されたが、以下の理由により規定に至らなかった。

1. 定期傭船者が指定した港について、船舶所有者等もその安全性に関する情報の入手は可能である。
2. 港の安全性とは一義的に定まるものではなく、船型や操船能力等の様々な要因により相対的に決定されるものと解され、法律に絶対的義務として設けることは困難であること。
3. 外航の傭船契約書において、一般貨物では絶対的義務とされている一方で、タンカーにおいては相対的義務とされていることから、一律に絶対的義務として設けることは困難であること。

前回の基本政策部会における委員のご指摘の趣旨

定期傭船契約においては、特約がない場合であっても、法令等の遵守も含めてオペレーター側に船舶・船員の安全に配慮すべき義務があるとの契約解釈が可能ではないか。



上記指摘は、考え方の一つであり、確立した解釈や判例、制度上明示的な規定はない。

4. 労働法における使用者の概念について

使用者とは

● 労働契約法

労働者が労働契約を結んでいる相手方である者であり、労働契約法では「使用する労働者に対して賃金を支払う者」と定義されている（第2条第2項）。

● 労働基準法

労働基準法上の労働者（「事業に使用される者で、賃金を支払われる者」（第9条））を使用する立場にある者が使用者となる。

使用者概念の拡張

● 労働契約上の使用者は上記のとおりであるが、親会社等が使用者を実質的に支配している場合や、労働者が、使用者ではない第三者に対して労務を供給している場合に使用者の概念が拡張されうるとの考え方が存在する。賃金や退職金の支払いについて拡張されるとする判例も存在する。使用者概念の拡張を認める場合の考え方には以下の2つが挙げられる。

1. 法人格否認の法理

子会社等の法人格が形骸化、あるいは濫用されているとみなされる場合に、法律関係において子会社等を法的主体とは認めずに、親会社等に契約上の責任を果たすことを求める際に使用される考え方。

2. 黙示の労働契約

派遣労働者等が契約上の使用者ではない第三者に対して労務を供給している場合において、第三者に賃金の支払いなど契約上の責任を果たすことを求める際に使用される考え方。

前回の基本政策部会における委員のご指摘の趣旨

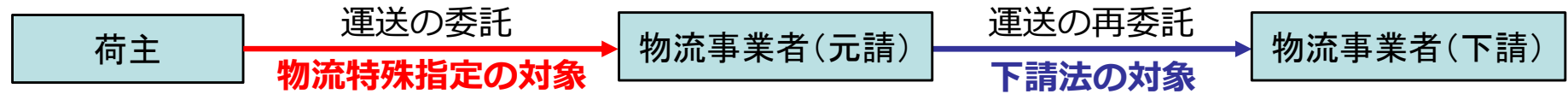
(野川忍(2018) 労働法を参考に国土交通省海事局内航課作成)

労働法における「使用者」の概念は、必ずしも労働契約の相手方に限定されず、拡張して適用されうる。このため、オーナーが雇用する船員の労務に関する責任については、現段階では判例や解釈上、オペレーターに遡及するとするものはないが、「絶対にオペレーターまで責任が及ぶことはない」とまでは言い切れないのではないかと。

労働契約法の分野においては使用者概念が拡張される場面もあり得るが、長時間労働の責任など、労働基準法等の分野においては、使用者概念がオペレーター等に拡張されるとの解釈は、現行法令上難しいのではないかと。

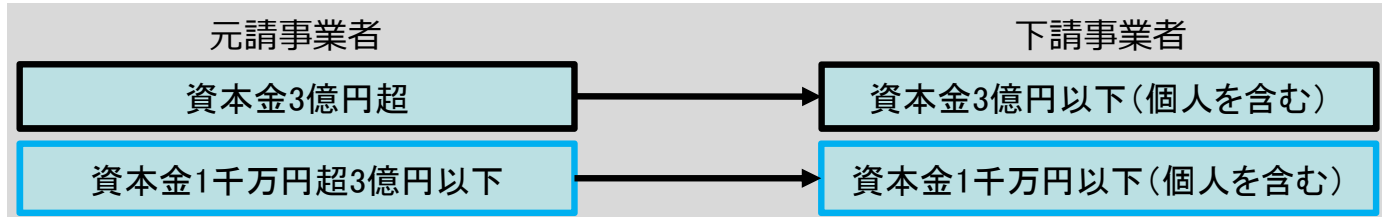
5. 下請法及び独占禁止法における内航海運の取扱い

下請法と物流特殊指定（独占禁止法上の告示）との関係



1. 下請法における取り扱いについて

- 平成15年に下請法を改正し、運送を含む役務等が下請法の対象として追加(改正前は製造・修理のみ)
- 内航海運については、定期傭船契約や運航委託契約も役務提供委託に該当すると解釈
- 適用対象



資本金別内航海運業者数

	元請 (オペレーター)	下請 (オーナー)
1,000万円未満 (個人含む)	805	717
1,000万円以上 3億円未満	587	640
3億円以上	101	54
合計	1,493	1,411

● 主な遵守事項

義務：書面交付、書類作成・保存、下請代金の支払期日を定める、遅延利息の支払

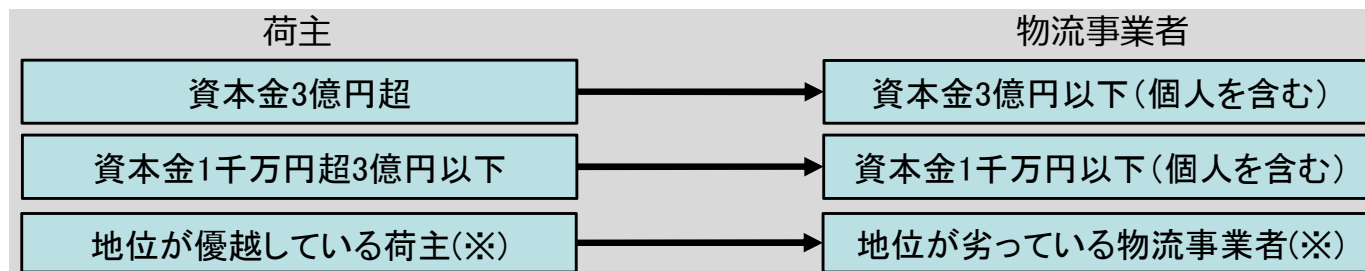
禁止事項：受領拒否、下請代金の支払の遅延、下請代金の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、報復措置等

※オペレーター同士であっても下請法の適用があるが、元請をオペレーター、下請をオーナーと仮定し数字を記載

2. 物流特殊指定（独占禁止法上の告示）における取り扱いについて

- 荷主が物流事業者に対して、物品の運送又は保管を委託している場合において、荷主及び物流事業者の資本金及び取引上の地位が、物流特殊指定が定める以下のいずれかの関係にあるときに対象

● 適用対象



※取引上の地位の優劣の判断に際しては、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に考慮

● 特定荷主の禁止行為

支払遅延、減額、買ったたき、購入・利用強制、割引困難な手形交付、不当な経済上の利益提供要請、不当な給付内容の変更及びやり直し、報復措置

※書面交付等の義務は無し